

令和 2 年 度
宇都宮市立陽南中学校 P T A
定期総会資料

平成31 (2019)年 度 陽 南 中 学 校 P T A 事 業 報 告

	学 年 委 員 会			総 務 部	文 化 部
	1 学 年	2 学 年	3 学 年		
4月	PTA入会式協力 PTA総会	PTA入会式協力 PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA入会式協力 PTA総会
5月	第1回理事会 第1回学年委員会	第1回理事会 第1回学年委員会	第1回理事会 第1回学年委員会	第1回理事会 第1回部会 市P連定期総会	第1回理事会 第1回部会 市P連定期総会
6月	体育祭立哨 市P連リーダー研修会 冒険活動協力	体育祭立哨 市P連リーダー研修会	体育祭立哨		
7月					
8月					
9月	第2回理事会 第1回バザー会議 第2回学年委員会	第2回理事会 第1回バザー会議	第2回理事会 第1回バザー会議	第2回理事会 第1回バザー会議 第2回部会	第2回理事会 第1回バザー会議 研修旅行案内配布 市P連研修委員研修会
10月	市P連学年学級委員会 研修会 文化祭立哨 第2回バザー会議	市P連学年学級委員会 研修会 文化祭立哨 第2回バザー会議 第2回学年委員会	文化祭立哨 第2回バザー会議 第2回学年委員会	バザー提供品受付 第2回バザー会議	第2回部会 第2回バザー会議
11月	PTAバザー	PTAバザー	PTAバザー 子育てセミナー	バザー提供品値付け PTAバザー	PTAバザー PTA研修旅行
12月	推薦委員会	推薦委員会	推薦委員会		
1月					
2月	第3回理事会 学校保健・給食委員会 陽南5校教育講演会	第3回理事会 学校保健・給食委員会 陽南5校教育講演会 立志式協力	第3回理事会 学校保健・給食委員会 陽南5校教育講演会	第3回理事会 陽南5校教育講演会	第3回理事会 第3回部会 陽南5校教育講演会
3月			卒業式協力		

	広 報 部	生 活 指 導 部	保 健 体 育 部	地 区 委 員 会	執 行 部
4月	PTA入会式協力 PTA総会	PTA入会式協力 PTA総会	PTA入会式協力 PTA総会	PTA入会式協力 PTA総会	入学式、PTA入会式 各地区小学校入学式参列 PTA総会、歓送迎会 第1回役員会
5月	第1回理事会 第1回部会	第1回理事会 第1回部会 登校指導 市P連定期総会	第1回理事会 第1回部会 市P連定期総会 市P連ソフトボール大会説明会	第1回理事会 第1回地区委員会	第1回理事会 市P連定期総会
6月	体育祭取材 市P連ソフトボール大会取材	登校指導 体育祭立哨	第2回部会 市P連ソフトボール大会	各地区ボランティア引率 第1回地域協議会	体育祭立哨 市P連ソフトボール大会 県P連定期総会 第1回地域協議会 市P連リーダー研修会
7月	「青葉」臨時号発行	登校指導		第2回地区委員会 各地区夏祭り巡視 各地区ボランティア引率	陽南5校総会 市P連Aブロック総会
8月	親子奉仕活動取材			各地区夏祭り巡視 各地区ボランティア引率	学校長・PTA会長研修会 親子奉仕活動 第2回役員会
9月	第2回理事会	第2回理事会 登校指導 市P連生活指導委員会 講習会	第2回理事会 第3回部会	第2回理事会 各地区ボランティア引率 第2回地域協議会	第2回理事会 第2回地域協議会 第1回バザー会議
10月	市P連広報委員研修会 歴史探訪ウォーキング 取材 陽南・姿川中学校区 合同球技大会取材 市P連バレーボール大会 取材 文化祭取材	文化祭立哨 登校指導	第4回部会 陽南・姿川中学校区 合同球技大会説明会 陽南・姿川中学校区合同球技大会 市P連バレーボール大会 審判講習会 市P連バレーボール大会説明会 市P連バレーボール大会	歴史探訪ウォーキング 各地区ボランティア引率	各地区体育祭 陽南・姿川中学校区合同球技大会 市P連バレーボール大会 上半期会計監査 歴史探訪ウォーキング 第3回役員会 第2回バザー会議 成人式実行委員会 文化祭協力
11月	子育てセミナー	登校指導 非行防止講演会		第3回地域協議会 各地区ボランティア引率	第3回地域協議会 子育てセミナー PTAバザー
12月	「青葉」前期号発行	登校指導	体育倉庫大掃除	推薦委員会 各地区ボランティア引率	推薦委員会 新入生保護者説明会
1月		登校指導			陽南中学校区成人式協力 第4回役員会
2月	第3回理事会 陽南5校教育講演会	第3回理事会 第2回部会 登校指導 学校保健・給食委員会 一日巡回指導体験 陽南5校教育講演会	第3回理事会 学校保健・給食委員会 陽南5校教育講演会	第3回理事会 魅力ある学校づくり 推進フォーラム 第3回地区委員会	第3回理事会 学校保健・給食委員会 魅力ある学校づくり推進フォーラム 陽南5校教育講演会
3月	「青葉」後期号発行	登校指導			執行部会 会計監査 令和2年4月 ・新旧役員顔合わせ

平成31（2019）年度PTA一般会計決算報告

収入の部

科目			予算額	決算額	増減(△減)	備 考
款	項	目				
I 会 費	1. 会 費	(1) 会 費	4,222,800	4,183,250	△ 39,550	450円×12ヶ月
II 繰越金	2. 繰越金	(2) 繰越金	1,911,604	1,911,604	0	
III 雑収入	3. 雑収入	(3) 雑収入	100,000	270,736	170,736	青葉会より・バザー・預金利息
収 入 合 計			6,234,404	6,365,590	131,186	

支出の部

科目			予算額	決算額	残額(△超過)	備 考
款	項	目				
I 運営費			3,147,250	2,794,502	352,748	
	1. 会議費		70,000	14,014	55,986	
		(1) 総 会 費	20,000	2,588	17,412	総会資料印刷費
		(2) 会 議 費	50,000	11,426	38,574	理事会諸費・役員会諸費
	2. 需要費		1,600,000	1,494,685	105,315	
		(1) 消 耗 費	350,000	159,686	190,314	事務用品（プリンターインク・コピー用紙）
		(2) 通信連絡費	50,000	40,000	10,000	切手代・電話代
		(3) 備 品 費	1,200,000	1,294,999	△ 94,999	折畳みイス・加湿器・ジェットヒーター 他
	3. 渉外費		500,000	431,094	68,906	
		(1) 渉 外 費	250,000	226,200	23,800	地区体育祭等祝・各種参加費
		(2) 負 担 金	250,000	204,894	45,106	各協議会等団体への分担金
	4. 研修費		70,000	47,000	23,000	各種研修会参加費
	5. ボランティア		200,000	203,314	△ 3,314	奉仕作業・PTAバザー
	6. 人件費		550,000	394,905	155,095	PTA事務経費
	7. 保険料		157,250	209,490	△ 52,240	学校賠償総合保険
II 活動費			2,875,000	1,550,324	1,324,676	
	1. 学校関連費		1,370,000	583,600	786,400	
		(1) 行事運営費	800,000	325,276	474,724	入学式・体育祭・卒業式 他
		(2) 進路指導費	90,000	66,439	23,561	進路用事務費
		(3) 校外指導費	80,000	9,585	70,415	生徒手帳
		(4) 職員研修費	50,000	12,980	37,020	研究大会資料等
		(5) 環境整備費	350,000	169,320	180,680	修理用材料費・図書購入他
	2. 専門部費		1,050,000	711,963	338,037	
		(1) 総 務 部 費	100,000	20,160	79,840	総会諸費・会議費
		(2) 広 報 部 費	500,000	425,314	74,686	広報紙発行・会議費
		(3) 生活指導部費	50,000	5,728	44,272	指導補助・会議費
		(4) 文 化 部 費	200,000	171,126	28,874	研修旅行・会議費
		(5) 保健体育部費	200,000	89,635	110,365	市P連バレーボール・ソフトボール大会参加
	3. 学年委員会費		330,000	223,452	106,548	
		(1) 1 学年委員会費	100,000	59,946	40,054	冒険活動協力・会議費
		(2) 2 学年委員会費	150,000	96,855	53,145	立志式記念品・会議費
		(3) 3 学年委員会費	80,000	66,651	13,349	卒業準備関連・会議費
	4. 地区委員会費		25,000	6,505	18,495	地域行事の参加協力
	5. 執行部費		100,000	24,804	75,196	会議費
III 予備費			112,154	0	112,154	
IV 積立金			100,000	100,000	0	周年記念準備金へ
V 文化体育振興特別委員会費			0	100,000	△ 100,000	
支 出 合 計			6,234,404	4,544,826	1,689,578	

差し引き

収入総額	6,365,590	
支出総額	4,544,826	
差引残額	1,820,764	次年度、一般会計へ繰越

項目	繰越金	今年度繰入金	雑収入	支出	合計
周年記念準備金	3,468,774	100,000	34	0	3,568,808

上記のとおり決算報告いたします。

令和2年3月31日 宇都宮市立陽南中学校PTA

会長 村上 卓也

会計 小川 里子

櫻井 悠子

廣瀬 真美

監査の結果、収入・支出及び証拠書類等正確であることを認めます。なお、現金の出納保管も正確であります。

令和2年3月31日 宇都宮市立陽南中学校PTA

会計監査

堀越 祐子

井上 光章

戸崎 淳子

平成31（2019）年度PTA慶弔費決算書

1	収入	2,837,088
	会費	387,100
	繰越金	2,449,966
	利息	22
2	支出	326,145
	歓送迎会費	116,730
	会員結婚祝金	30,000
	会員出産祝金	5,000
	会員病氣見舞金	5,000
	会員葬儀香料等	169,415
3	残高	2,510,943

上記のとおり決算報告いたします。

令和2年3月31日

宇都宮市立陽南中学校PTA

会長 村上 卓也

会計 小川 里子

会計 櫻井 悠子

会計 廣瀬 真美

通帳、証拠書類等を監査した結果、
収入及び支出が適正であることを認めます。

令和2年3月31日

宇都宮市立陽南中学校PTA

会計監査 堀越 祐子

会計監査 井上 光章

会計監査 戸崎 淳子

平成31(2019)年度 P T A文化体育振興特別委員会決算報告

収入の部

科	目	予算額	決算額	増減(△減)	備 考
1	振興会費	3,049,200	3,031,700	△ 17,500	350円×12ヶ月
2	繰越金	128,758	128,758	0	
3	雑収入	0	3	3	預金利息
4	派遣基金より	0	2,950,000	2,950,000	
5	一般会計より	0	100,000	100,000	
合	計	3,177,958	6,210,461	3,032,503	

支出の部

科	目	予算額	決算額	残額(△超過)	備 考
1	事業費	2,600,000	2,404,340	195,660	
	(1) 活動補助	2,000,000	1,809,676	190,324	各部活動費
	(2) 整備費	600,000	594,664	5,336	陸上男子・卓球男子・柔道男子・バスケ女子・バレー女子・テニス女子
2	分担金	170,000	152,240	17,760	中体連・県体連分担金
3	関東・全国大会選手派遣費	380,000	3,627,834	△ 3,247,834	関東大会、全国大会旅費補助
4	予備費	27,958	3,390	24,568	
合	計	3,177,958	6,187,804	△ 3,009,846	

差引残高 6,210,461-6,187,804=22,657

残金 22,657円は次年度へ繰越

関東・全国大会選手派遣基金決算報告

収入の部

科	目	決算額	備 考
1	一般会計より	0	
2	繰越金	2,353,233	
3	市・県からの補助	2,306,610	宇河中体連、宇都宮市選手派遣より
4	雑収入	11	預金利息
合	計	4,659,854	

支出の部

科	目	決算額	備 考
	文化体育振興特別委員会へ振替	2,950,000	関東・全国大会選手派遣費不足分
合	計	2,950,000	

差引残高 4,659,854-2,950,000=1,709,854

残金 1,709,854円は次年度へ繰越

上記のとおり決算報告いたします。

令和2年3月31日

宇都宮市立陽南中学校PTA文化体育振興特別委員会

委員長 鈴木 礼子

会計 小川 里子 櫻井 悠子 橋本 奈緒美

監査の結果、収入・支出及び証拠書類等正確であることを認めます。

なお、現金の出納保管も正確であります。

令和2年3月31日

宇都宮市立陽南中学校PTA

会計監査

堀越 祐子 井上 光章 戸崎 淳子

平成31（2019）年度手をつなぐ親の会事業報告

月	学 校 行 事	学 年 行 事	学 級 行 事
4	総会		
6	体育祭	修学良好（3年）	
		冒険活動（1年）	
7			合同サマースクール
9			合同宿泊学習・合同作品展
10	文化祭		
11		社会体験学習（2年）	
12		自然体験学習（2年）	
2		立志式（2年）	

平成31（2019）年度 陽南中学校手をつなぐ親の会決算報告

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減（△減）	備 考
1 会費	150,000	145,200	△ 4,800	200円×726名
2 繰越金	42,415	42,415	0	
3 雑収入	0	0	0	
合 計	192,415	187,615	△ 4,800	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	増減（△減）	備 考
1 運営費	1,000	0	△ 1,000	
2 事業費	175,000	148,520	△ 26,480	学級・かがやきルーム・通級教室運営費
3 分担金	10,000	9,000	△ 1,000	栃特連分担金
4 予備費	6,415	0	△ 6,415	
合 計	192,415	157,520	△ 34,895	

差引残高 187,615－157,520＝30,095

残金30,095円は次年度へ繰越

上記のとおり決算報告いたします。

令和2年3月31日

宇都宮市立陽南中学校手をつなぐ親の会

会長 山崎 貴子

会計 小川 里子 櫻井 悠子 須田 修

監査の結果、収入支出及び証拠書類等正確であることを認めます。

なお、現金の出納保管も正確であります。

宇都宮市立陽南中学校PTA

会計監査

堀越 祐子

井上 光章

戸崎 淳子

令和 2 年度事業計画

I 基本方針—会則第 4 条（目的）

- 1 会員の教養を高め、かつ相互の親睦をはかる。
- 2 生徒の校外生活の充実をはかり、安全に留意させる。
- 3 学校と家庭、学校と地域社会との関係を密にする。
- 4 校内環境の整備、地域内教育諸条件の充実をはかる。

II 活動の指標

中学校教育の特質と生徒をとりまく社会的状況についての認識にもとづき、本年度の P T A 活動の指標を次のように設定する。

- 1 生徒の学習状況の充実
- 2 生徒の校外生活の充実
- 3 生徒の文化・体育活動の充実

III 事業計画

- 1 諸会議の開催
 - (1) 会運営に関する会議
総会・理事会・役員会・推せん委員会
 - (2) 事業活動の推進に関する会議
学年委員会・地区委員会・専門部会
 - (3) 事業活動の調整に関する会議
- 2 会員の研修のための事業
- 3 生徒の校外生活指導のための事業
- 4 学校と家庭との関係を密にするための事業
- 5 学校と地域社会との関係を密にするための事業
- 6 学校の教育環境を整備するための事業
- 7 生徒の文化体育活動を振興するための事業
- 8 体育と親睦に関する事業
- 9 広報に関する事業
- 10 上部団体、関係団体の事業への協力、参加

○8ページ、9ページの「令和2年度陽南中学校 PTA 事業計画（案）」は、後日決定します。

令和2年度PTA一般会計予算

収入の部

科 目			本年度予算案	前年度予算案	増減(対前年)	備 考
款	項	目				
I 会費	1. 会費	(1)会費	3,885,840	4,222,800	△ 336,960	420円×12ヶ月×771名
II 繰越金	2. 繰越金	(2)繰越金	1,820,764	1,911,604	△ 90,840	
III 雑収入	3. 雑収入	(3)雑収入	100,000	100,000	0	バザー・益金
収 入 合 計			5,806,604	6,234,404	△ 427,800	

支出の部

科 目			本年度予算案	前年度予算案	増減(対前年)	備 考
款	項	目				
I 運営費			3,000,000	3,147,250	△ 147,250	
	1. 会議費		40,000	70,000	△ 30,000	
		(1)総会費	20,000	20,000	0	総会資料印刷
		(2)会議費	20,000	50,000	△ 30,000	役員会、理事会諸費用
	2. 需要費		1,400,000	1,600,000	△ 200,000	
		(1)消耗品費	350,000	350,000	0	事務用品（プリンターインク、コピー用紙 他）
		(2)通信連絡費	50,000	50,000	0	切手代・電話代
		(3)備品費	1,000,000	1,200,000	△ 200,000	
	3. 渉外費		470,000	500,000	△ 30,000	
		(1)渉外費	240,000	250,000	△ 10,000	地区体育祭等祝金・各種参加費
		(2)負担金	230,000	250,000	△ 20,000	各協議会等団体への分担金
	4. 研修費		60,000	70,000	△ 10,000	各種研修会参加費
	5. ボランティア		250,000	200,000	50,000	バザー・奉仕作業経費
	6. 人件費		550,000	550,000	0	PTA事務経費
	7. 保険料		230,000	157,250	72,750	学校賠償総合プラン
II 活動費			2,580,000	2,875,000	△ 295,000	
	1. 学校関連費		1,290,000	1,370,000	△ 80,000	
		(1)行事運営費	750,000	800,000	△ 50,000	入学式・体育祭・卒業式
		(2)進路指導費	90,000	90,000	0	進学対策
		(3)校外指導費	50,000	80,000	△ 30,000	生徒手帳
		(4)職員研修費	50,000	50,000	0	研究大会資料
		(5)環境整備費	350,000	350,000	0	除草作業費・修理用材料費等
	2. 専門部費		910,000	1,050,000	△ 140,000	
		(1)総務部費	80,000	100,000	△ 20,000	総会諸費・会議費
		(2)広報部費	450,000	500,000	△ 50,000	広報紙発行・会議費
		(3)生活指導部費	30,000	50,000	△ 20,000	指導補助費・会議費
		(4)文化部費	200,000	200,000	0	研修旅行・会議費
		(5)保健体育部費	150,000	200,000	△ 50,000	市P連バレー・ソフトボール大会参加
	3. 学年委員会費		330,000	330,000	0	
		(1)第1学年委費	100,000	100,000	0	冒険活動協力・会議費
		(2)第2学年委費	150,000	150,000	0	立志式記念品・会議費
		(3)第3学年委費	80,000	80,000	0	卒業準備関連・会議費
	4. 地区委員会費		20,000	25,000	△ 5,000	地域行事の参加協力・会議費
	5. 執行部費		30,000	100,000	△ 70,000	会議費等
III 予備費			126,604	112,154	14,450	
IV 積立金			100,000	100,000	0	
支 出 合 計			5,806,604	6,234,404	△ 427,800	

積立金

項 目	繰越金	今年度繰入金	雑収入	合計
周年記念準備金(特別事業積立金)	3,568,808	100,000	0	3,668,808

令和２年度 P T A文化体育振興特別委員会予算(案)

収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減（対前年）	備 考
1 振興会費	3,456,000	3,049,200	406,800	400円×12ヶ月×720名
2 繰越金	22,657	128,758	△ 106,101	
3 派遣基金より	1,709,854	0	1,709,854	
4 雑収入	0	0	0	
合 計	5,188,511	3,177,958	2,010,553	

支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減（対前年）	備 考
1 事業費	2,100,000	2,600,000	△ 500,000	
(1) 活動補助	1,500,000	2,000,000	△ 500,000	各活動費（大会参加補助費、各部共通物品）
(2) 整備費	600,000	600,000	0	水泳女子・柔道女子・吹奏楽 バスケ男子・野球・サッカー
2 分担金	170,000	170,000	0	中体連・県体連分担金
3 関東・全国大会選手派遣費	2,800,000	380,000	2,420,000	関東大会、全国大会補助
4 予備費	118,511	27,958	90,553	
合 計	5,188,511	3,177,958	2,010,553	

令和２年度関東・全国大会選手派遣基金予算（案）

収入の部

科 目	予 算 額	備 考
1 繰越金	1,709,854	
2 市・県からの補助	0	
3 雑収入	0	
合 計	1,709,854	

支出の部

科 目	予 算 額	備 考
文化体育振興会費へ繰入	1,709,854	
合 計	1,709,854	

令和2年度手をつなぐ親の会事業計画

月	学校行事	学年行事	学級行事
4	総会		
5		修学旅行(3年)	
6	体育祭	社会体験学習(2年)	
7			合同サマースクール
9			合同宿泊学習・合同作品展
10	文化祭	冒険活動(1年)	
1		自然体験学習(2年)	
2		立志式	

令和2年度 陽南中学校手をつなぐ親の会予算

収入の部

(△印は減)

科	目	本年度予算額	前年度予算額	増減(対予算)	備考
1	会費	144,000	150,000	△ 6,000	200円×720名
2	繰越金	30,095	42,415	△ 12,320	
3	雑収入	0	0	0	
	収入合計	174,095	192,415	△ 18,320	

支出の部

科	目	本年度予算額	前年度予算額	増減(対予算)	備考
1	運営費	1,000	1,000	0	
2	事業費	155,000	175,000	△ 20,000	行事補助、学級・かがやきルーム運営費
3	分担金	10,000	10,000	0	栃特連分担金 他
4	予備費	8,095	6,415	1,680	
	支出合計	174,095	192,415	△ 18,320	

令和 2 年度役員等候補者名簿

役 職 名	氏 名	学年	地区名
会 長	村 上 卓 也	3	陽光
副 会 長	加 藤 恵 子	3	緑が丘
〃	柴 田 有 紀 子	3	横西
〃	鈴 木 康 史	2	陽南
〃	戸 崎 淳 子	2	陽南
〃	高 田 尚 美	1	陽光
〃	渡 邊 順 一	副校長	学校
会 計	櫻 井 悠 子	3	陽南
〃	小 川 里 子	1	緑が丘
〃	廣 瀬 真 美	事務長	学校
書 記	齋 宮 絵 里 香	3	横西
〃	谷 中 大	2	緑が丘
〃	小 栗 和 彦	主幹教諭	学校
〃	柳 井 孝 夫	副教務	学校
会 計 監 査	井 上 光 章	3	陽光
〃	鶴 巻 潤	2	陽南
〃	小 池 美 由 紀	1	横西

令和 2 年度陽南中学校手をつなぐ親の会役員

役 職 名	氏 名	学年
会 長	柴 田 有 紀 子	3
副 会 長	加 藤 恵 子	3
〃	渡 邊 順 一	副 校 長
理 事	齋 宮 絵 里 香	3
〃	谷 中 大	2
〃	小 栗 和 彦	主幹教諭
〃（会計）	櫻 井 悠 子	3
〃	小 川 里 子	1
〃	佐 藤 雪 乃	9 組担任
会 計 監 査	井 上 光 章	3
〃	鶴 巻 潤	2
〃	小 池 美 由 紀	1

令和2年度 PTA文化体育振興特別委員会役員

役 職 名	氏 名	学 年
委 員 長	鈴 木 康 史	2
副 委 員 長	戸 崎 淳 子	2
〃	高 田 尚 美	1
〃	渡 邊 順 一	副 校 長
会 計	櫻 井 悠 子	3
〃	小 川 里 子	1
〃	橋 本 奈 緒 美	教 諭
会 計 監 査	井 上 光 章	3
〃	鶴 卷 潤	2
〃	小 池 美 由 紀	1

宇都宮市立陽南中学校 P T A

諸 則

令和 2 年 4 月

- 1 P T A 会則
- 2 P T A 細則
- 3 P T A 慶弔規定
- 4 特別事業積立金規約
- 5 PTA 文化体育振興特別委員会規定
- 6 陽南中学校手をつなぐ親の会規約

P T A会則

第 一 章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は宇都宮市立陽南中学校 P T A と称し、事務所を宇都宮市立陽南中学校（以下本校という）におく。

(会 員)

第2条 本会は本校に在学する生徒の父母、または保護者、及び教職員をもって会員とする。

(目 的)

第3条 本会は学校と家庭と社会が一体となり、共同の責任で生徒の幸福を増進し、教育の効果を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員の教養を高めることに関する事項
2. 生徒の生活指導に関する事項
3. 教育環境の整備に関する事項
4. 公教育費の充実にに関する事項
5. その他目的達成に必要な事項

第 二 章 役員・理事

(役員 の 範 囲)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長5名、但しうち1名は副校長とする。会計3名、但し1名は教師とする。書記3名、但し1名は教師。役員は会員でなければならない。但し会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(役員等の任務)

第6条 役員 の 任 務 は 次 の と お り と す る 。

1. 会長は会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 会計は会計事務をつかさどる。
4. 書記は会の事務全般をつかさどる。

(理事)

第7条 本会に理事をおく。

理事は本会、学校及び会員の総合連絡にあたりと共に、本会事業の運営にあたる。

理事は、各学年委員長、各地区委員長、各専門部長及び若干名の専門部担当教師をもってあてる。

(会計監査)

第8条 本会に会計監査をおく。

会計監査は3名をおき、本会の会計を監査する。

(役員等の選任)

第9条 役員は次により選任するものとする。

役員及び会計監査は推せん委員会の推せんを受けた候補者の中から総会で選任する。推せん委員会に関する事項は細則で定める。

(役員 の 任 期 ・ 兼 任)

第10条 役員、会計監査及び理事の任期は1年とする。但し後任者選任のときまでとし、再選は妨げない。欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、会長、副会長、会計、書記及び理事はそのいずれも兼任することはできない。

第 三 章 会 議 ・ 機 関

(会議の種類)

第11条 本会に次の会議をおく。

総会・理事会・役員会・委員会・専門部

(総会)

第12条 総会は次によって行うものとする。

1. 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。
2. 総会は定期総会、及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。定期総会は毎年4月に開催する。但し、全会員の招集が困難な非常時には、役員会の決議をもって総会と同位とし、学校運営を妨げない。
3. 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 収支決算及び事業報告の承認
 - (2) 収支予算及び事業計画の承認
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員の改選
 - (5) その他必要な事項

(理事会)

第13条 理事会は役員、会計監査及び理事をもって構成し、総会につぐ重要な議決機関で随時会長が招集し重要な事案について審議し、その結果について総会にて報告する。

予算の補正および予備費の充当と流用は理事会で決定する。

(役員会)

第14条 役員会は次により行うものとする。

役員会は役員をもって構成し、本会の企画運営機関である。必要ある都度会長がこれを招集する。

(委員会)

第15条 委員会は次により行うものとする。

1. 委員会は学年委員会及び地区委員会とし、本会の活動機関とする。
2. 学年委員会は学年別の学年委員をもって構成し、委員会の議を経て学年または学級を中心とした活動を行う。
3. 地区委員会は、各小学校区を単位として組織し、地区委員をもって構成し、委員会の議を経て地区を中心とした活動を行う。
4. 委員の選任及び委員長、副委員長の選任、並びに委員の任務に関する事項は細則に定める。

(専門部)

第16条 本会の運営機関として専門部をおく。

専門部は事業運営を適正円滑にするために次の5部門をおく。

1. 総務部
2. 文化部
3. 生活指導部
4. 広報部
5. 保健体育部

専門部に関する事項は細則に定める。

(学校長及び顧問)

第17条 学校長及び顧問については、次のとおりとする。

1. 学校長は学校を代表してすべての会議で意見をのべることができる。
2. 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会において推せんし、会長がこれを委嘱する。

(会の成立及び議決方法)

第18条 総会及びその他の会議は、構成員の3分の1以上の出席により成立する。但し委任状による代理出席は認めるが、議決権はないものとする。

各会議の議事は出席者の過半数の同意によりこれを決める。

第 四 章 会 計 ・ 書 類

(会の経費)

第19条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 会 費 会員1人あたり 月額420円とする。
2. 寄付金
3. その他の収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(書類)

第21条 本会は事務所に次の書類を常備するものとする。

会則、会員、役員及び委員の名簿、記録簿、会計簿、備品台帳、その他

第 五 章 細 則

(細則の制定)

第22条 本会の細則は、この会則に反しない限りにおいて、理事会の議決を経て定めることができる。

(細則の報告)

第23条 理事会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告するものとする。

〔附 記〕 昭和39年2月28日に改正

昭和42年3月11日に一部改正

昭和42年4月1日に一部改正

昭和45年4月25日に一部改正

昭和46年4月13日から施行

昭和50年4月19日に一部改正

昭和52年4月16日から施行

昭和55年4月19日に一部改正

昭和57年4月22日に一部改正

昭和60年4月23日に一部改正

平成2年4月28日に一部改正

平成3年4月27日に一部改正

平成14年4月26日に一部改正

平成15年4月28日に一部改正

平成27年4月17日に一部改正

平成31年4月19日に一部改正

令和2年4月24日に一部改正

P T A 細 則

第 一 章 推せん委員会（会則第9条に関する細則）

（任 務）

第1条 推せん委員会は、本会の会長、副会長、会計、書記及び会計監査の候補者、各地区委員を総会に諮るものとする。

（構 成）

第2条 推せん委員会の委員は、次の各号より選任されたものをもって構成する。

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 各学年正副委員長 | 計12名 |
| 2. 各地区正副委員長 | 計8名 |
| 3. 教師から | 1名 |
| 4. 執行部の本年度退会予定者から | 若干名 |

（発足・解散）

第3条 推せん委員会は、会長が12月中に委員を招集して会を発足し、その任務が終了したときに解散するものとする。

第 二 章 専 門 部（会則第16条に関する細則）

（役員の選任）

第4条 各専門部は、役員、各学級1名以上及び若干の教師をもって構成する。

（部長・副部長の選任）

第5条 各専門部には、部長1名及び地区を勘案して副部長4名をおき、各専門部員の中から選出する。

但し、専門部の要請により、若干名の増員をすることができる。

（部長の任務）

第6条 専門部会は当該専門部長がこれを招集し、部会を総理する。

副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代理する。

（活 動）

第7条 各専門部は主として次の事業を行う。

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1. 総 務 部 | 企画 予算 渉外 調整 その他、他の部に属さない事項 |
| 2. 文 化 部 | 会員の教養の向上に関する事項 |
| 3. 生活指導部 | 生徒の校外生活指導に関する事項 |
| 4. 広 報 部 | 調査及び広報に関する事項 |
| 5. 保健体育部 | 学校給食、会員及び生徒の保健衛生、体育に関する事項 |

第 三 章 学年委員会（会則第15条に関する細則）

（委員の選任）

第8条 学年委員会は各学級ごとに、地区を勘案し5名、うち1名は教師を選任する。

（委員長・副委員長の選任）

第9条 各学年委員会には、学年委員長1名及び地区を勘案して副委員長4名をおき、学年別に学年委員の中から選出する。

但し、副委員長のうち1名は各学年主任教師とする。

（委員長の任務）

第10条 学年委員会は同委員長がこれを招集し、会務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

第 四 章 地区委員会（会則第15条に関する細則）

（名 称）

第11条 地区委員会は、陽南中学校通学区の中から次のとおり設置する。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 陽南小学校地区委員会 | 陽南小学校の通学区となる地区 |
| 横川西小学校地区委員会 | 横川西小学校の通学区となる地区 |

緑が丘小学校地区委員会 緑が丘小学校の通学区となる地区

陽光小学校地区委員会 陽光小学校の通学区となる地区

(委員の選任)

第12条 地区委員は、各地区の学年委員及び専門部員をもって構成する。

(委員長・副委員長の選任)

第13条 各地区委員会には、地区委員長1名、副委員長1名をおき、各地区の中から選出する。

また各地区委員長の互選により代表者を選出する。

(委員長の任務)

第14条 地区委員会は、地区委員長がこれを招集し、会務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその任務を代理する。

(任期)

第15条 地区委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

〔附 記〕 昭和49年1月12日に一部改正

昭和52年4月16日から施行

昭和57年4月22日に一部改正

昭和59年3月12日に一部改正

平成2年4月28日に一部改正

平成14年4月26日に一部改正

平成15年4月28日に一部改正

平成16年4月16日に一部改正

平成17年4月19日に一部改正

平成27年4月17日に一部改正

平成30年4月20日に一部改正

P T A 慶 弔 規 定

第 1 条 会員(会員とはPTA会則第2条に示す会員とし、以下会員という。)及び、在校生徒に(以下生徒という。)慶弔ある場合は次の条項により金品を贈り慶弔の意を表する。

第 2 条 前条の対象となる範囲及び贈呈額を次のとおり定める。

1. 慶 祝

1) 教職員が結婚したとき…………… 10,000円

2) 教職員及び教職員の配偶者に出産があったとき …… …… 5,000円

2. 見 舞

1) 教職員及び役員(役員とは理事会構成員とし、以下役員という。)が傷病のため2週間以上入院したとき、または1ヵ月以上療養(休養)したとき…… 5,000円

3. 弔 慰

1) 教職員が死亡した…………… 生花1基と10,000円

2) 会員及び生徒が死亡した …………… ” 10,000円

3) 教職員の配偶者及び一親等家族が死亡したとき …… ” 10,000円

4) 役員の配偶者及び一親等親族死亡のとき …… ” 5,000円

第 3 条 退任時の記念品の贈呈は次のとおりとする。

1. 1子弟在校期間中、本会の活動に著しく功績(貢献)のあった人(本会の役員、理事等)に対し、退任時に記念品を贈呈するものとする。

2. 教職員が転任または退任したときは記念品を贈呈するものとする。

第 4 条 本規定によらない慶弔については理事会の協議により決定する。

但し急を要するときは会長専決とし、のち理事会に報告するものとする。

第 5 条 本規定による慶弔については一切の返礼を受けないこととする。

第 6 条 前条の基金として年度初めに会員1人につき500円を積立てるものとする。

〔附 記〕 昭和53年5月27日から施行

昭和57年4月22日に一部改正

平成2年2月15日に一部改正

平成8年4月26日に一部改正

平成14年4月26日に一部改正

平成18年4月19日に一部改正

平成21年4月17日に一部改正

平成26年4月18日に一部改正

平成28年4月22日に一部改正

特別事業積立金規約

- 第 1 条 生徒の健全な学校生活およびPTA活動の有意義な運営のためを目的としてこの積立金規約をもうける。
- 第 2 条 本積立金の目的は主に次の事業にあてるものとする。
1. 周年記念事業の準備，運営に関すること。
 2. 特別事業(新校舎落成・学校の国際交流・ボランティア活動等)通常の学校活動以外で支出の必要が生じたとき。
 3. 一般会計の年度立ち上がり時期で，支出が収入を上回る時期の一般会計への補填や一時流用金の必要が生じたとき。
 4. 前項3項の補填一時流用金については当該年度に必ず特別事業積立金に返財するものとする。
 5. 健全な学校生活を維持するのに必要が生じたとき。
- 第 3 条 本積立金の繰入・支出については理事会の議決を必要として総会に報告するものとする。
- 第 4 条 本積立金の会計は特別会計とし，一般会計に準じて処理する。

〔附記〕 平成11年4月23日から施行

PTA文化体育振興特別委員会規定

- 第 1 条 生徒の文化ならびに体育に関する活動を援助し、その振興をはかることを目的として、文化体育振興特別委員会をもうける。
- 第 2 条 本委員会は、その目的を達成するために次の事業活動を行う。
1. 生徒の文化・体育に関する活動に対し援助すること。
2. 文化・体育に関する活動に必要な設備、備品の充実をはかること
3. その他、目的を達成するために必要な事業
- 第 3 条 本委員会の委員は、総会において選任する。
但し、会長はPTA副会長の中から選任する。
- 第 4 条 本委員会には、委員長 1 名、副委員長 3 名、会計 3 名をおき、委員の中から選任する。
但し、委員長は副会長の中から選任する。
- 第 5 条 本委員会の事業に要する費用は、文化体育振興費とその他の収入をもってあてる。
文化体育振興費は、会員 1 人につき、月額400円とする。
- 第 6 条 本委員会の会計は特別会計とし、一般会計に準じて処理する。
- 第 7 条 整備費の使途は、ユニフォーム等 4 年後まで残るもの、または修理や改修等、活動費で賄えない高額なものとする。

【附記】 昭和 59 年 4 月 18 日施行
昭和 60 年 4 月 23 日一部改正
平成 3 年 4 月 27 日一部改正
平成 5 年 4 月 24 日一部改正
平成 14 年 4 月 26 日一部改正
平成 22 年 4 月 16 日一部改正

平成 23 年 4 月 22 日一部改正
平成 26 年 4 月 18 日一部改正
平成 28 年 4 月 22 日一部改正
平成 31 年 4 月 19 日一部改正
令和 2 年 4 月 24 日一部改正

陽南中学校手をつなぐ親の会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は、宇都宮市立陽南中学校手をつなぐ親の会と称し、事務所を宇都宮市立陽南中学校内におく。

第 2 条 この会は、障がいなどのある子らを守り、その福祉を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 障がいなどのある生徒の育成
- 2) 特殊教育について、地域社会の理解を深める運動
- 3) その他、目的を達成するために必要な事項

第 2 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、宇都宮市立陽南中学校 P T A 会員と賛助会員の二種とする。

第 3 章 役 員

第 5 条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長 1 名 副会長 2 名 理事若干名(会計を含む)監査 3 名とする。

- 1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 理事は会長を補佐し、会務の立案執行にあたる。
- 4) 監査は、会務および経理を監査する。
- 5) 会計は、会の経理にあたる。

第 6 条 会長・副会長・理事・監査は総会において選任する。

但し、会長は P T A 副会長の中から選任する。

第 7 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 8 条 この会に、顧問をおくことができる。

- 1) 顧問は、役員会の推せんにより会長が委嘱する。
- 2) 顧問は、会務について会長の諮問にこたえる。

第 4 章 会 議

第 9 条 この会の会議は、総会・役員会の二種とし、総会は年一回開催し、また必要に応じて、臨時に開催することができる。

第 5 章 会 計

第 10 条 この会の経費は、会費、賛助会費、その他の収入をもってあてる。会費は年額 200 円とし、賛助会費は 1,000 円以上とする。

第 11 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日におわる。

第 6 章 改 正

第 12 条 この会の規約の改正は、総会の議決を経なければならない。

〔附記〕 昭和 54 年 2 月 13 日から施行

昭和 54 年 4 月 28 日に一部改正

昭和 59 年 4 月 18 日に一部改正

昭和 62 年 5 月 9 日に一部改正

平成 19 年 4 月 20 日に一部改正